

# 広島県水道広域連合企業団快適トイレ設置工事实施要領

令和5年4月1日制 定  
令和5年6月1日一部改正  
令和6年6月1日一部改正  
令和7年6月1日一部改正  
令和8年4月1日一部改正

## 1 趣旨

この要領は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事に係る快適トイレ設置工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、現場施工に着手する日から工事完成までの期間が1か月未満の工事は対象外とする。

## 3 快適トイレの設置

- (1) 男女ともに現場で働く場合は、男女別で設置することを標準とする。
- (2) 受注者は、次のアからサの全ての仕様を満たすトイレを設置することとする。

なお、シからチについては、満たしていればより快適に使用できる項目であり、必須ではない。

### 【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上）

### 【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの出入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

### 【推奨する仕様、付属品】

- シ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）

- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場等（トイレトイレットペーパー予備置き場等）

#### 4 実施方法

- (1) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載すること。また、工事現場への設置前に様式1「快適トイレチェックシート」に必要事項を記入し、パンフレット・見積書等の資料とともに監督職員へ提出する。
- (2) 監督職員は、実際に設置された快適トイレを、現場において確認する。
- (3) 受注者は、快適トイレの撤去日について、監督職員へ報告する。
- (4) 受注者は、快適トイレの設置ができない場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で監督職員へ提出する。

#### 5 費用

- (1) 発注時において、51,000円／基・月を共通仮設費（営繕費）に計上するものとし、実際にかかった費用は精算時に変更する。  
なお、当初計上する期間は、工期から検査期間を除いた日数を月単位に換算した月数（小数点第1位繰上げ整数止め）とする。
- (2) 精算時に計上する費用は、51,000円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上する。男女別で1台ずつ計2台まで計上できるものとする（102,000円／2基・月が上限）。  
なお、計上する期間は、実際に設置した期間とし、見積書（月極賃料又は日極賃料）に応じて月単位又は日単位で計上するものとする。  
※「積算上の差額」とは、実際にかかった費用（見積書）から10,000円（従来品）を減じた額
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっている場合に限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に計上可能とする。
- (4) 運搬・設置・撤去に係る費用は共通仮設費（率）に含む。
- (5) 積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、積上げ計上しない。
- (6) 工事現場に新たに快適トイレを設置する場合に費用計上の対象とする。現場事務所等を間借りした建物とした際に既設トイレが快適トイレの仕様を満たしている場合や現場作業員が使用しない場合には費用計上の対象としない。

#### 6 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者で協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年6月1日改正については、令和5年6月1日から施行する。
- 3 令和6年6月1日改正については、令和6年6月1日から施行する。
- 4 令和7年6月1日改正については、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この要領は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が発注する工事に適用する。
- 6 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が発注する工事については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の規則等をこの規程とみなして適用する。
- 7 前項の規定において、構成団体の要領等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 令和8年4月1日改正については、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際、現に入札の手續に着手していたものについては、なお従前の例による。